

# ごみの投げ捨てや喫煙が 禁止される地区が指定されました。

## 環境衛生課コーナー

(長崎県未来につながる環境を守り育てる条例)

長崎県では、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを目的として、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」を制定し、ごみの投げ捨てや喫煙を禁止する地区を指定しています。対馬では「万松院・金石城跡文化遺産地区」が指定され次の行為が制限されます。

### ごみの投げ捨て等防止重点地区

ごみをみだりに捨てる行為は全県下で禁止されていますが、指定地区内でこれに違反した場合は、平成21年4月1日から罰則(2万円以下の過料)が適用されます。

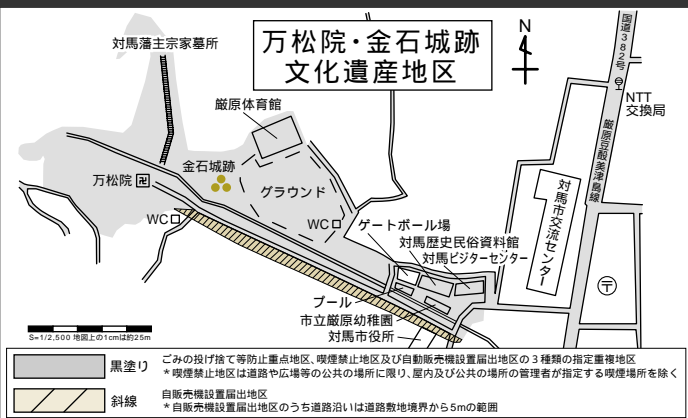
### 喫煙禁止地区

道路や広場などの公共の場所(屋外に限る。また公共の場所の管理者が指定する喫煙場所は除く)での喫煙が禁止されます。これに違反した場合は、平成21年4月1日から罰則(2万円以下の過料)が適用されます。

### 自動販売機設置届出地区

屋外に自動販売機を設置(既存の自動販売機の更新も含む)しようとする者は、あらかじめその内容を知事に届け出る必要があります。また、指定地区では自動販売機の位置、色彩、設置の方法などについて設置基準が定められています。

禁止地区に指定された万松院・金石城跡文化遺産周辺の地図



詳細は長崎県環境部ホームページでご確認下さい。  
[http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/dept/mirai\\_jorei.html](http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/dept/mirai_jorei.html)  
**【問い合わせ】環境衛生課 0920(53)6111**

## 後期高齢者医療の保険料を年金からの天引き(特別徴収)されている皆様へ 来年度から、「年金」が「口座振替」のどちらかを選ぶことができます。

後期高齢者医療保険料を年金から天引き(特別徴収)されている方は、21年度よりその支払い方法が次の・のどちらかを選択できるようになりました。(支払いいただく保険料の総額は変わりません。)

これまで同様、年金からの天引き(特別徴収)をご希望の場合…手続きの必要はありません。  
 口座振替での支払いをご希望の場合…以下の手続きが必要です。

口座振替での支払いをご希望される方は、長寿支援課または南・北福祉保健センター、美津島・峰・上対馬の各地域活性化センター担当窓口で手続きください。1月30日(金)までに手続きいただくと、平成21年4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替により支払いいただくことになります。

納付書による支払いは選択できません。

上記の期限を過ぎて申し出いただいた場合は、6月以降の年金からの天引きにより中止となりますので、ご了承ください。

これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

### ご注意いただきたいこと

- 1 手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要ですので、口座振替の預金通帳、通帳のお届け印、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険証をご持参くださるようお願いいたします。
- 2 口座からの支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。

該当予定の方には、別途個人あてにチラシを送付しお知らせします。

問い合わせ 長寿支援課 0920-58-1117